



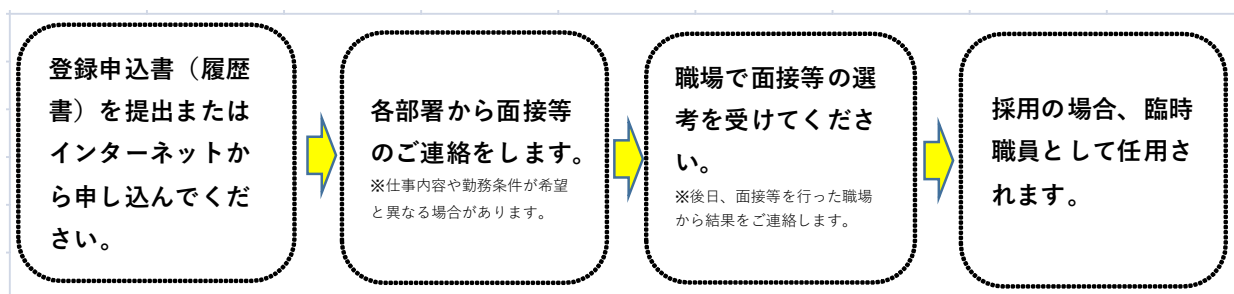
令和7年度 渋川市臨時職員

(会計年度任用職員) 登録者募集要項

渋川市では、臨時職員（会計年度任用職員）として市役所及び市有施設で勤務していただける方を随時募集しています。

あらかじめ希望する職種や勤務時間等を登録していただき、各部署の業務・欠員状況等によって、必要に応じて条件に合う方を登録者の中から選考し、臨時職員として任用します。

◎登録から任用までの流れ



◎申込方法

登録申込書（履歴書）もしくはインターネットにてお申し込みください。申込みは随時受け付けています。

なお、保育士及び幼稚園教諭については、こども支援課で募集を行っている「渋川市保育人材バンク」へお申し込みください。

①登録申込書又は履歴書

写真を貼付の上、下記提出先へ郵送又は持参にてご提出ください。

市指定の登録申込書様式は、市ホームページからダウンロードできます。

【提出先】〒377-8501

渋川市石原80番地

渋川市役所総務部人事課 人事給与係

☎0279(22)2362（直通）

②インターネット

以下のURLまたは二次元コードから申込フォームへアクセスの上、申し込んでください。

【URL】<https://logoform.jp/form/6c9p/878398>

【二次元コード】



◎地方公務員法第16条の規定に基づき、次のいずれかに該当する方は登録できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けなくなるまでの人
- ・渋川市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

- ※登録申込書等に記載いただいた希望条件等を確認のうえ、条件が合う方に面接等のご連絡をいたします。ご登録いただいた全ての方の採用をお約束できるものではありませんので、あらかじめご了承ください。
- ※登録後、希望条件を変更したい、就職が決まったため登録を取り消したい等、登録内容に変更が生じた場合は、随時、人事課(上記登録申込書提出先)までご連絡ください。
- ※臨時職員(会計年度任用職員)は、登録者の中から選考する他、ハローワーク等を通じて部署ごとに直接募集することもあります。
- ※登録申込書等に記載いただいた内容は、臨時職員(会計年度任用職員)の選考及び任用に関する事務以外の目的で利用することはありません。

◎主な勤務条件

任 用 根 拠	地方公務員法第２２条の２（パートタイム会計年度任用職員）		
任 用 期 間	令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで ※職種・配属部署によって異なる場合がありますが、上記の一会計年度を超えない範囲での任用となります。 ※任用期間満了後、再度の任用(翌年度の任用契約更新)を希望される場合であっても、配属部署の事業・業務量の状況、欠員の状況、勤務成績等によりご希望に添えない場合もあります。		
募 集 職 種	事務補助員、施設管理人、作業員、調理員、運転手、保健師、看護師、栄養士、小中学校補助教員、学校技術員 等		
業 務 内 容	職種・配属部署によって異なります。		
勤務日・勤務時間	業務内容・配属部署によって異なります。 ※部署により土・日曜日、祝日の勤務あり ※最長１日７時間３０分、週３７時間３０分		
勤 務 地	市役所本庁舎、第二庁舎、出先機関(市有施設等)		
報 酬	○職種ごとの月額または時間額(いわゆる月給または時給)によります。 《月 額》当月２０日払 《時間額》当月末締め、翌月２０日払 ○報酬単価は、令和２年度以降の <u>渋川市臨時職員(会計年度任用職員)としての勤務経験１年につき、原則として１号給を加算します(最大６年分で６号給)。</u>		
	主な職種	号給	時間額【時】／月額【月】
	事務補助員、学校技術員 公民館書記	１号給 ～ ７号給	【時】１，１３０ ～ １，１７５円
	温泉・観光施設等職員		【時】１，１８５ ～ １，２３５円
	調理員		【時】１，２２５ ～ １，２７５円
	非常勤講師(小中学校補助教員等)		【時】１，８４０ ～ １，９１５円
	保健師		【時】２，０５０ ～ ２，１３５円

期 末 手 当 勤 勉 手 当	○次のア～ウのいずれにも該当する場合、６月・１２月の年２回支給します。 ア．任用期間が６か月以上であること イ．基準日(６月１日、１２月１日)に任用されていること ウ．社会保険加入者又はそれと同等の勤務に就いている者であること ○支給月数は、１年につき最大２．７５月分です。 ※在職期間により異なるため、任用初年度は最大１．７８８月分となります。	
通 勤 費	○自家用車等を使用する場合（徒歩以外）、通勤距離区分ごとの額により勤務実績に応じて支給します（月２０日分を上限とする）。	
	通勤距離（片道）	通勤１回当たりの支給額
	２km以上５km未満	１００円
	５km以上１０km未満	２１０円
	１０km以上１５km未満	３５５円
	１５km以上２０km未満	５００円
	（以下、５kmごとに最大６０kmまで設定）	
	○公共交通機関を利用する場合、上記と別の規定に基づき支給します。	
休 暇	○年次有給休暇 勤務条件・継続勤務期間に応じて付与（年間最大２０日） ○特別休暇 国の非常勤職員の制度に準ずる （夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、病気休暇 等）	
各 種 保 険	○一定の要件を満たす場合、社会保険(共済組合・厚生年金保険)、雇用保険が適用されます。 《社会保険》 ・２か月超の任用見込みがあり、週３０時間以上の勤務 ・２か月超の任用見込みがあり、週２０時間以上、月額８万８千円以上の勤務（※厚生年金法・共済組合法に準ずる） 《雇用保険》 ・３１日以上任用見込みがあり、週２０時間以上の勤務（※雇用保険法に準ずる） ○すべての臨時職員(会計年度任用職員)に、労働者災害補償保険又は公務災害補償が適用されます。 （※労働者災害補償保険法、非常勤職員公務災害補償制度に準ずる）	
服 務	○地方公務員法に規定するサービスの各規定の対象となります。 サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止 ○以下に該当する場合を除き、営利企業への従事(兼業)を行うことができます。 ・兼業によって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合 ・兼業によって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合 ・兼業によって渋川市の信用を損なうおそれがある場合	